

正誤

◎八頁末行

「遷」ノ傍訓「さつ」ハ○ノ誤リ

◎十五頁四行目

「唯」ノ傍訓「そ」ハ○ノ誤リ

◎十六頁七行目

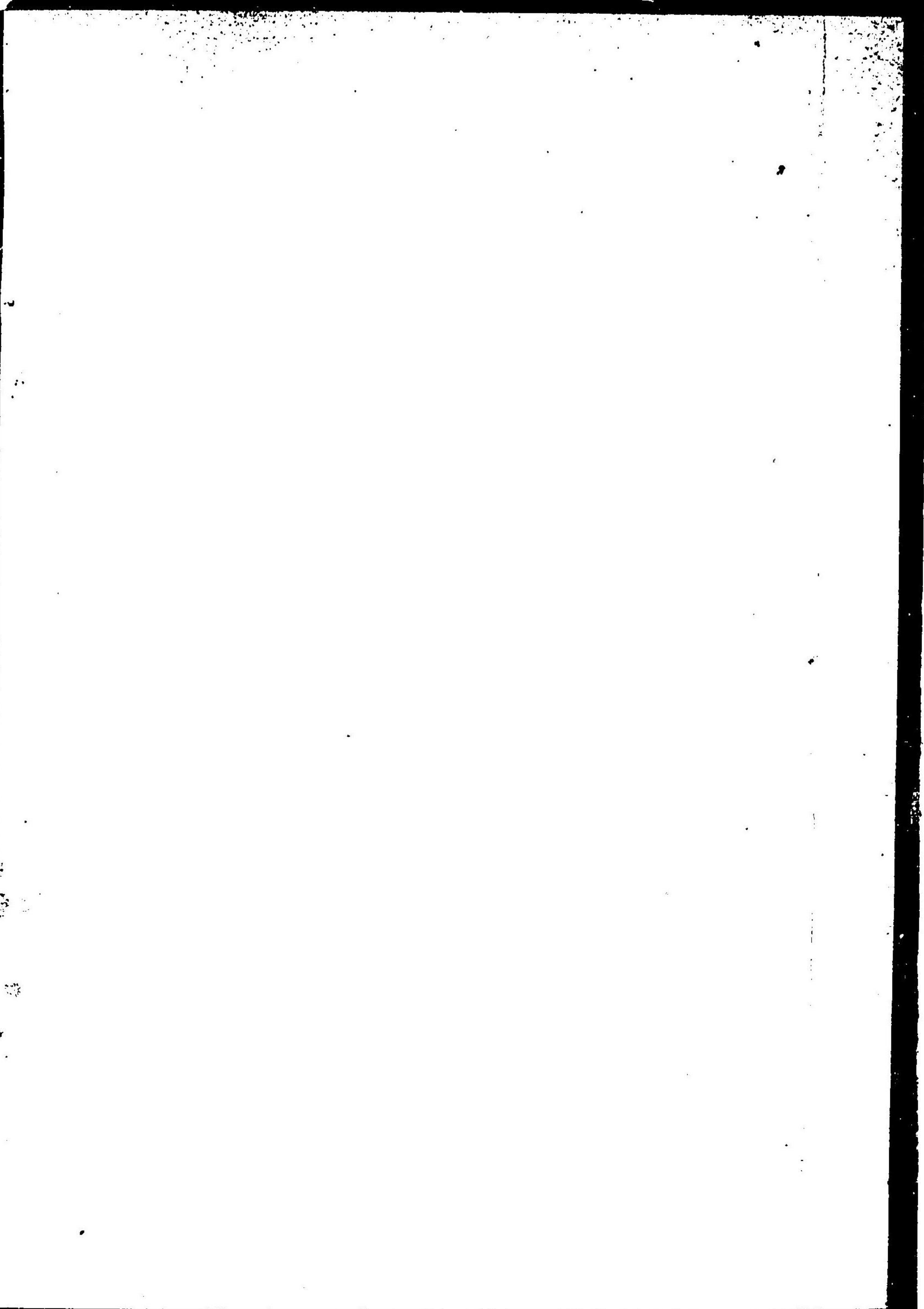
「殆」ノ傍訓「はなご」ハ○ノ誤リ

◎二十六頁三行目

「幾」ノ傍訓「い」ハ○ノ誤リ
「間」ハ○ヲ脱ス



仙後山麓金澤八幡神社圖



金澤山八幡社記序

源義家之鎮撫奧羽也。以天縱之才略。兼絕世之勇武。加之以附循心服之士爲爪牙。故雖數遇敗衄。不撓不屈。以奏招討之功矣。若家衡武衡。傑鰲自恃。強梁無謀。欲以敵之。其取滅亡也。固宜。仙北郡金澤山八幡神社。即義家滅二衡後。就其柵趾。以所奉祀也。土俗欽崇其神德。至今祭祀不衰。余友耕餘伊藤君。頃編其社記。引

據諸書。考證甚精。使余序之。余受讀而得知其社之傳說。自有所據矣。世之欲知此社者。舍是書。何以哉。

明治二十七年甲午四月 狩野德藏撰

金澤山八幡大神社記引用書目錄

- 前太平記
- 後三年軍記
- 扶桑略記
- 陸奥話記
- 今昔物語
- 中古記
- 百鍊鈔
- 十訓鈔
- 古今著聞集
- 大日本史

野史

小野寺興廢記

小野寺家系譜

永慶軍記

柞山峰廼嵐

本間家系譜

三浦家系譜

八幡社記錄

熊野三社並鳴見澤由來

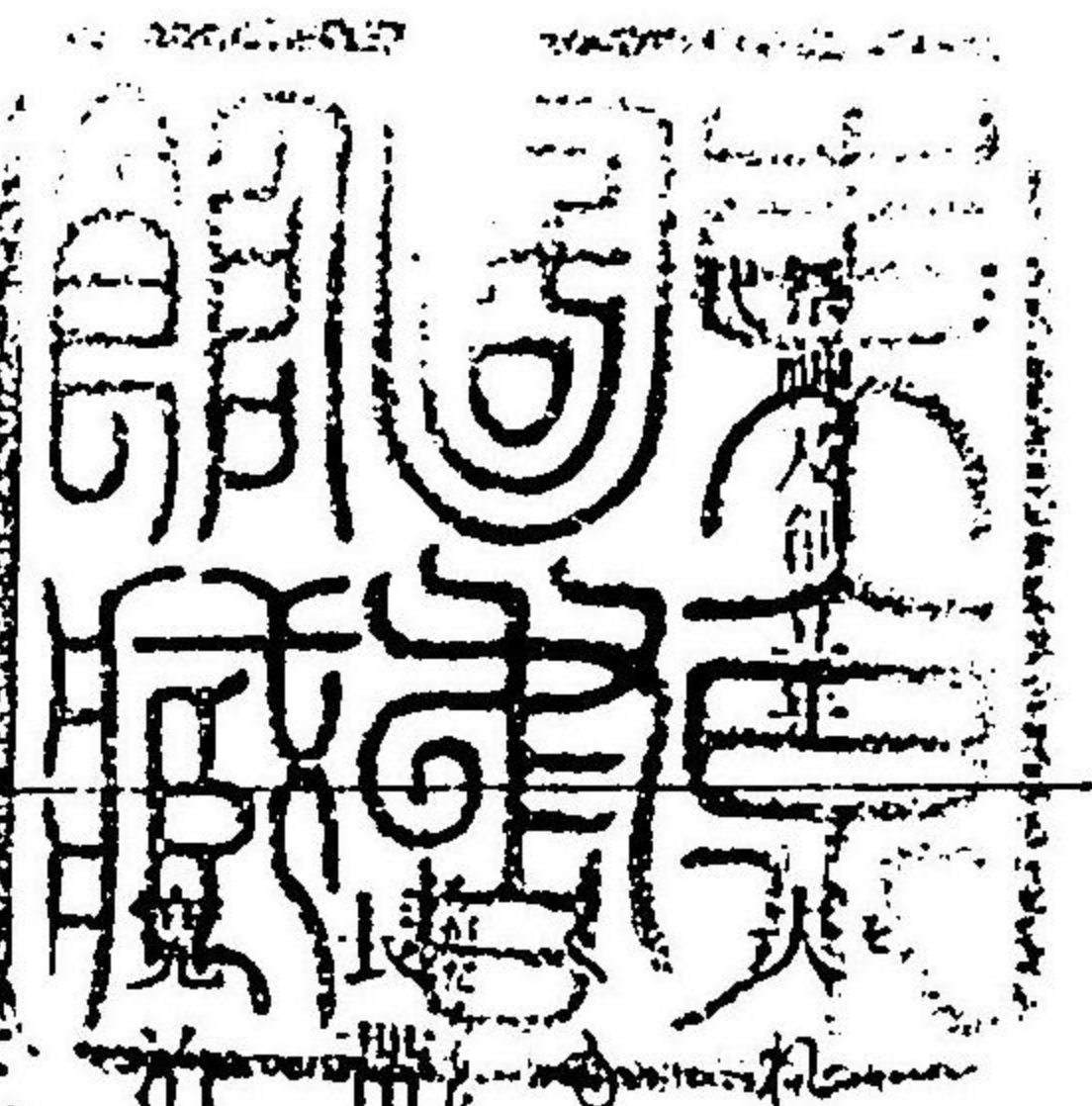
奥羽觀昔聞老誌

秋田縣小學略史

後三戰史

金澤家系譜

金澤家寶軸由來記



金澤山八幡大神社記



伊藤直純

羽陰 伊藤直純 謹撰

羽州仙北郡金澤山に鎮坐し給ふ 八幡大神は畏
山州石清水の 大神とひとしく 譽田別命 息
長帶媛命 玉依媛命の三柱を勸請し奉り其創立古く
鬼治の昔へにましまして 神靈いと嚴かに由緒こと
正しければ遠ち近ちの人貴きも賤きも深く尊信し
奉り社運長へに垂れて千載の后迄ても猶いやましに
榮ゆ免

源將軍之誕生

今此に舊記により恭く其由來を案じ奉るに康平の頃

伊豫守源頼義朝臣と申し、武將たはし見朝臣其先清
和天皇に出で玉ひ安倍氏を奥州に平け武勇の名すさ
まじかりしが嘗て八幡大神より劍を賜ひしと夢み
て男子を設け玉ひしかば長するに及びて元服を八
幡大神の神殿に加へしめ八幡太郎とぞ名け玉ふ是れ
即ち後世達識勇武の譽高き從五位下源義家朝臣にま
しましてけに千歳の后までも雄名を竹帛に垂れさせ
玉ふ其人にぞたはし見
然るに白河天皇の御宇永保三年に至り義家朝臣陸
奥守に拜せられ兼て鎮守府將軍に任せられ玉ふ折し
も奥羽の二州兵馬の爲にいたく亂れしかば鎮撫のた

義家朝臣任鎮
守府將軍等
不服

め急ぎ奥州へ下向し玉はんとて先づ石清水の 神殿
に祈願をこめられ玉ひ然る後京師を發せられしとな
ん幾くもなく朝臣奥州に着かせ玉へば直ちに清原
眞衡が屋形にやどられ先づ不逞の徒を召して親く解
諭する所ありしかば清原家衡のみは其勇に誇りて召
に應せず反て朝臣を獵場に害せんことを企て見より
て武衡等も解諭に叛きて之れに黨せしとなん
寛治三年六月義家朝臣家衡等が狂暴を憤らせ玉ひ親
から數萬騎を牽ゐて家衡武衡を出羽に攻め玉ふ左れ
ど家衡等の勢ひ頗る猖獗にして容易く討ち夷けがた
く十月に迨び兵を引て國府に卻き玉ひ見

將軍攻家衡等
不利而卻

將軍戰不利新
羅公自京師來
援

四

明れは寛治四年の春家衡等勢に乗じ兵を奥州に出じて國府を襲はんことを企てける折しも義家朝臣の令弟に渡らせ玉ふ右兵衛尉源義光朝臣都にたはしまして兄朝臣の苦戦の様子をきこしめし直ちに冠を掛て馳せ下り玉へば義家朝臣の悦ひ斜ならずして感涙を垂れ玉ひ遂に副將に任じて敵に當らしめ玉ふ是に於て兵勢大に振ひ一戦して家衡等を敗り出羽に逐ひ散らし是既にして義家朝臣にはかに瘡疾に罹らせ玉ひ戰場に臨みて親く軍を指揮すること叶はされは先つ義光朝臣をして出羽を討たしめ玉ひけれと軍利あらずして引き還り玉ひしとなん左れば家衡等は再度迄

將軍忠節

金澤柵陷二衛
敗死

て鎮守府の大軍を出羽より逐ひ卻けしをめて自からたかぶりいやましに兵勢を張り毫しも屈する氣色は見得ざり鬼義家朝臣此有様をきこしめし大に憤らせ玉ひて病の癒るを俟ち寛治五年九月義光朝臣と與に數萬騎を率ゐて出羽を討ち進て武衡家衡等を金澤柵に圍みける是に於て激戦數度に迨び互に勝敗ありけるが十一月十四日柵遂に陥り家衡は射殺され武衡は捕へて斬られける斯くて亂全く平き世は安穩に復しけり是即ち堀河天皇の御宇にして義家朝臣御年五十一歳の時にてありき

偕も義家朝臣首尾能く奥州を鎮定なし玉へば 神靈

五

將軍榮神殿納
佛像

六
の加護により斯くは勝利を得たりとて深く悦ばせ玉
ひ羽州鎮護のため柵跡へ一字の神殿を築かせられ乃
ち石清水の八幡大社より神靈を分ち玉ひ且つ戰
中其兜に安置せる金体の佛像を納められ恭く祭祀を
行ひ奉りしとなん是れ即ち金澤山八幡大神の起原
にして千載の後に至り綿々として嘗て奉祀の絶るこ
となくいやましに榮むけるは神靈の洵に貴くして
且つ義家朝臣の武勳赫々たるに因ること深く信じ
奉るなり

祭祀及祀職

斯くて祭祀を司る者を置かれ毎歲四月十五日及び
八月十五日を以て恆例祭を行はせられ其式いと嚴か

羽州配札檀所

現明永郡熊野權

なりしと云ふ但し數百年の久き或は祭日を改めたる
事なきにあらざれと八月十五日は今猶變ることなし
抑く祀職を置れしは遠く寛治の古に在りて當時忝け
なくも義家朝臣より神殿脩營及び守護料として羽
州配札檀所の御朱印書を賜はり鬼惜むらくは舊記多
くは虧缺して祀職に任せられし人の姓名さへ審かな
らざるを羽州明永の熊野權現は後宇多天皇の御宇
弘安の頃一遍上人の開基せられし靈所にして別當は
脩驗にて遍正院と稱し三十六坊を構へいと嚴かなり
しと云ふ現に秋田泰長の如きは觀應の頃權現を尊崇
し飯詰吉田八幡の三ヶ郷を以て神領に寄附したるこ

金澤金乗坊

と古書に見たり當時金澤に金乗坊といふ者あり即ち熊野權現三十六坊の一にして威望甚た隆く荒法師と稱せらる天文の頃小野寺輝道兵を起して四隣を侵すや金乗坊大に怒り横手佐渡守等と兵を率ゐて之を敗りし事あり想に金乗坊或は金澤山の祀職に在りし者にあらざるか又金澤孫三郎道秀といふ者あり小野寺惟道の子にして金澤の城主となる道秀子なくして六郷政乗の子權太夫道長を養て子となす部下に七騎と稱する者あり驍勇を以て聞ゆる兒玉、本間、河村、等其後裔今猶存せり慶長の頃佐竹氏常陸より封を出羽に遷さるゝや七騎之を要撃せんとしたることあり

金澤氏爲金澤城主

金澤七騎

金澤城破却

り然れども窃に歡を佐竹氏に通ずる者ありて果さざりしと云ふ後六郷氏封を遷さるゝに迨て道長之れに隨ひて往き今尙其苗裔象潟のほとりなる本莊に存して金澤山に縁由ある圖書をも藏せりとなん斯くて金澤城は慶長七年東將監梶原美濃守之を受取り元和元年に及び破却せられけり左れば此時代に當ては金澤山の祭事必ず金澤氏之を奉司せられしことならん左れど舊記虧缺して審かならず是亦惜むべきことどもなり

佐竹候遷秋田也尊崇金澤山

慶長の頃石田三成等兵を擧て徳川氏に抗せんとするや常陸の佐竹氏之に黨せしとて封を出羽の秋田に遷

佐竹侯命土肥
胤信恪神殿

されける抑々佐竹氏は新羅三郎義光朝臣の苗裔にして其頃は義宣朝臣君位を襲がせられ上杉景勝伊達政宗、なんど云へる驍將とひとしく聲望關東に隆かりける斯くて義宣朝臣出羽に遷らせ玉ふや慶長九年を以て大神主土肥胤信に命じて金澤山の神殿を改築せしめ玉ひ社領三十五石を附して祭祀の料に供せらる是れ其祖義光朝臣の殊勳を奏せられたる所なりし故なり左れば土肥は或は慶長以前より累世祀職にありしやも知るべからず土肥累世のことは是亦舊記多くは虧缺して今審かにするを得ず唯勅宣の棟札は今猶存するを以て佐竹氏の深く崇敬せられしを察すべき

十

神殿之紋章

なり又此時までは神殿前後の棟木に刻みたる紋章総て笹葉五個なりしが改築に當り纔かに一個を存して他の四個は殊に佐竹氏の紋章を附せられたり抑々佐竹氏の紋章は開扇一月章を畫きたる者にして嘗て源右府の泰衡を奥陸に征せらるゝに當り親く右府の賜ふ所なり藩制の頃は此紋章甚だ貴くして素の之を用ること叶ざりしが金澤山は殊に之を附することを得たり延寶の頃土肥安藝藩廳の罪する所となり其家一朝よして絶ゆる社領も亦没収せられける此時迄は義家朝臣賜ふ所の御朱印書を始とし其外古書舊記、武器類等社寶多く存したれど紛擾の間殆ど之を喪失

土肥有罪而滅
於是喪社寶沒
社領

十一

三浦富及自板
井田來始任祀
職

佐竹氏再附社
領

あて今遺留せる品の數少きは洵に金澤山の一大災厄にして嘆ても尙餘ある事は社

天和三年に及ひて三浦富及なる者羽州平鹿郡板井田の八幡宮社司より轉じて金澤山の祀職を襲がれ土佐守と稱す即ち佐竹氏に請ひて社領を復したり左れば舊領三十五石を削減せられて十一石六斗六升及び銀三百目餘に過ぎりき明和二年三浦富産祀職を襲ぎて上総介と稱し勅旨により正六位下に叙せられける金澤山は斯く由緒正しくして且つ佐竹氏に由縁りも深ければ佐竹氏に於ては累世の君齊く尊奉せられて親く社參をもなし玉ふと云へり左れば世の變遷は

河水の流るるに齊く滔々として停る所なし彼の三年來太平を謳歌して巖の如き徳川幕府も大政の奉還と與に脆くうちくづれて王政忽ち古に復し朝廷の御威徳暉々として旭陽と與に輝さける繼て幾百の侯伯は悉く藩藉を奉還することとなりて更は華族に列し玉ひ皆封境を棄てて輦轂の下に下つとひ是に於て士族の祿を収めて公債の券を賜ひ社領寺祿の類ひは総て奉還を命せらるるに至れり時勢の然らざる所洵に止を得ざる事となり斯くて千百の神殿佛閣多くは舊物漸く廢れて疇昔の盛觀なきに至る嘆さても猶餘りある事となり金澤山も亦此厄を免れず

ちて社領を奉還することとなりしかば唯氏子の民人
與ふ力を協せて祠殿を修め勉めて舊形を保ち奉祀を
怠ることなきは實に皇國の民とちて敬神の赤誠
出ること知られける

金澤村之沿革

氏子たる金澤の郷は元一村落とちて總て金澤と稱せ
るが永祿の頃分れて四個村となり金澤前郷、金澤中野、
金澤本町、金澤寺田と稱するに至る后明治の新政行は
るに及び前郷、寺田の二村相合ちて金澤村と稱しけ
る幾くもなく町村自治の制度を天下に布かるるや中
野、本町の二村其他安本、野荒町の兩落をも併せて金澤
村と總稱を終る古へは復しける回顧すれば往昔清原

金澤村之懷古

氏の壘柵を構へて威望隆かりし頃は人家も櫛の如く
たちならび最と繁華の街衢にてありしならんは今は残
れる人家總じて七百三十有餘と過すちて舊景纔に存
する耳なれば所謂唯今唯鷓鴣の飛ぶを観るが如き最
と哀れなる有様なり

社山之沿革

古へは舊柵の山老幹古木鬱鬱として天日を遮り四
面総じて社領なりしが累世の久き祀職に在る者漸く
他の占領に任せて今は悉く民有に属し唯柵上の平地
のみ僅かに社領たるに過ぎざるは洵に嘆かはしき事
ともなり

金澤山之殿制

古より掟として社山並に舊柵の周廻に於て嚴く殺生

禁葬

を禁せられ殊に正月八月は朔日より十五日に至る迄て氏子の村落を限りて公けの葬を禁じ若し死する者あれば必ず隣村の境域に持行きて葬儀を営まむるを例とせり蓋し神靈に對して不淨を憚るの意より出るならん又同じく兩月朔日より十五日を限りて鳥獸の肉を喰ふことを禁じたり左れと是等の社例今は殆ど廢れたり又北浦の女子恆例祭に社參して徹夜通夜と稱し今猶行はる蓋し何の故なるを知らず

禁肉食

女子之通夜

金澤山之末社

金澤山に十二の末社あれと就中殊に由緒の正きは神明社及ひ兜八幡社ならん今此に其由來を附記せ

兜八幡社由來

んに神明社は其創立最も古くして年代審かならず祭神天照大神を勸請し奉り往古陣館が岡にありしを寛治の頃之を金澤山に遷し奉る慶長に迨び佐竹氏金澤山の神殿を改め築かせらるゝに當り與に修營を加へ玉ひしとなん兜八幡社は義家朝臣並に義光朝臣を合祭し奉る所にして寛治の亂平定の後義家朝臣の兜を安置して此に神殿を建立せられしと云ふ故に星兜の宮とも稱し奉るなり左れと其寶兜土肥の家斷絶すると與に之を失ひて其所在定かならず慶長九年佐竹氏金澤山の神殿を改め修むるに迨び此の神祠も亦與に脩營を加へられしと云ふ

現存社寶

金澤山の社寶として現に存する所の重なる者を列舉
せんに概ね左の如し

十八

阿彌陀佛像

金体丈一十八分義家朝臣戰場ニ於テ常ニ兜中ニ修メラレタ
ルヲ羽州平定ノ後之ヲ 金澤山ニ納メ奉リシ者ナリ

棟札

左近衛中將佐竹義宣朝臣慶長九年 神殿改脩ニ當リ記サレ
タルモノナリ

表

御家老 田中越中守 大神主 土肥安房守 胤信
 勅宣寛治七年癸酉源朝臣義家公同朝臣義光公爲羽州
 太平鎮護之奉建立 金澤山正八幡一宇旦那佐竹
 大守公爲御武運長久也 山州石清水八幡宮殿御
 神聖勸請御鎮坐是也
 御普請奉行 富岡圖書助 番所兼 伊藤豊前守 戸島右京進
 慶長九 甲辰 中旬 當郷ノ扱 同 仁次郎 源右衛門
 小林左馬廐 同 彌三郎 美作守

裏

南膳部州大日本東山道出羽國六ヶ郡三鎮守仙乏郡
 金澤古城鎮坐 正八幡宮佐竹大守公發大願力再興
 義也信知禱求其生夏祠祈其長謂也

曆大般若經

里見義忠同義安小笠原義冬其他數名ノ武將本社ニ祈願シテ
貞治應安康正等ノ歳各自カラ曆寫シテ奉納セラレシ者ナリ
今存スルハ合セテ五百三卷アリ

猿田彦の面

木制慈覺大師ノ作ナリト云フ

獅子

木制速慶ノ作ナリト云フ

神鏡

元祿七年三月加賀田河内守鑄造

圓佛像

承應二年六月晴山親吉寄附

眞鍮幣帛

元祿七年三月製

社記

享保二年二月寺社奉行今宮光冬撰茂木知亮書

驛鈴

明治廿二年伊藤兵吉山林老婆山ノ古墳ヨリ採掘

瓶

全上

古刀劍

全上

舊柵及ひ古戰場の中今猶想察すべき者を掲げんに概ね左の如し

金澤柵

當初築造ノ年代審カナラザレトモ想ニ康平以前ヨリ清原氏壘世之ニ據リシヤ疑ナカルベシ其地形山河ノ險ヲ占メ周廻凡ソ五十町許リナリ之ヲ名ケテ孔雀ノ柵ト云ヘルハ奥羽ノ大山脈ヲ尾ニシ南北ノ山ヲ左右ノ翼トナシ本丸二ノ丸等ノ樓閣ハ頭トナリ皆トナルヲ以テテ故ナラン舊形多クハ今猶觀ルコトヲ得

古戰場可指摘者

本丸

神殿ヨリ辰己ニ當リ山上ノ平地東西凡ソ四十間南北凡ソ六十間許リニシテ現今畑地トナリ居レリ

二ノ丸

神殿ヨリ酉ノ方位ニ當リ山上ノ平地東西凡ソ八十間南北凡ソ四十間許リニシテ現今老杉翁蒼タリ

北ノ丸

神殿ヨリ丑寅ニ當リ山上ノ平地縱横凡ソ拾五間ニ餘レリ現今二ノ丸ト與ニ杉樹鬱然タリ

安本館

神殿ヨリ未ノ方位ニ當リ山上ノ平地東西凡ソ三十間南北凡ソ百間許リナリ蓋シ安本ノ名因テ出ル所ヲ知ルベカラズト雖トモ或ハ清原氏重臣ノ館舍アリシ所ナルベキ乎

弓立岡

神殿ヨリ申西ニ當リ現今第一鳥居ノ存スル傍ラニアリ寛治ノ役柵陷ルヤ義家朝臣此岡ニ登臨シ弓ヲ杖ツキテ立タセ玉フ所ナリト云

洗金溪

神殿ヨリ卯辰ニ當リ凡ソ四五町ヲ隔テタル溪流ナリ古ヘ柵中ノ用水ヲ取ル所ナリト云フ俗ニ「金わらひ澤」ト稱ス

厨川

舊柵ノ北崖ヲ繞リ西ニ流ル寛治ノ役鎌倉景政傷眼ヲ洗ヒシ爲メ住ム處ノ石斑魚今尙眇ナル者ヲ産ス奇ト稱スベキナリ明治十四年 車駕東巡セラル、ニ當リ眇魚ヲ捕ヘテ 天覽ニ供セシマアリ此川古ヘ流レ大ナリシモ今ハ山林ニ老幹盡キ且ツ灌溉ノ爲メ澤潦ヲ堤シテ多ク池沼ヲ作タルヲ以テ遂ニ細流トナリシ也

倉廩地

神殿ヨリ卯辰ニ當リテ本丸トノ間ニアリ寛治ノ役兵糧多ク兵燹ニ罹リタルヲ以テ今猶土中ヨリ炭化シタル米穀ヲ出ス

功名塚

神殿ヨリ凡ソ五六町ヲ未申ニ隔テタル岡上ニアリ寛治ノ役景政其屠ル所ノ敵屍ヲ集メテ厚ク之ヲ葬リ手ツカラ杉樹ヲ塚ノ上ニ植テ去ル其老杉今猶存シ幹ノ太サ三丈五尺餘アリ

斥塚山

神殿ヨリ凡ソ八九町ヲ午未ニ隔テタル所ニアリ眺望甚タ佳ナリ寛治ノ役柵兵ノ斥塚處ナリシト云俗ニ之ヲ物見山ト稱シ今八木澤神社ノ祠宇アリ

陣館

神殿ヨリ酉戌ニ當リ凡五六町ヲ隔テタル小岡ニシテ田園ノ間ニアリ寛治ノ役柵兵ノ陣處ヲ構ヘタル所ナリト云

天下森

神殿ヨリ凡ソ二十町ヲ寅卯ニ隔テ高ク雲表ニ屹立セリ寛治ノ役柵久ク拔グベカラス因テ義家朝臣此山ニ登リ柵中ヲ瞰下シテ建策セラレシト云

蛭藻沼

神殿ヨリ凡ソ十五六町ヲ己午ニ隔テタル原野ノ間ニアリ寛治ノ役武衛進レテ

泥中ニ潜ミ蛭藻草ヲ以テ躬ヲ掩フ然レトモ遂ニ探リ出シテ捕ヘラル蓋シ蛭藻ノ名因テ出ル所ナリ

西沼

神殿ヨリ凡ソ十五六町ヲ申酉ニ隔テタル阜丘ノ間ニアリ寛治ノ役義家朝臣亂鴻ヲ望玉ヒテ伏兵アルヲ知ラレタル所ナリ

陣ヶ森

神殿ヨリ凡ソ十六七町ヲ午ノ方位ニ隔テ官道ノ傍ニアリ寛治ノ役柵兵出テ陣處ヲ搆ヘタル所ナリト云

御所野

神殿ヨリ凡ソ十七八町ヲ午ノ方位ニ隔テ官道ノ傍ニアリ寛治ノ役義家朝臣本營ヲ搆ヘタル所ナリト云

鞍石

神殿ヨリ凡ソ十二三町ヲ辰己ニ隔テタル山間ニアリ寛治ノ役投ケ棄テシ二個ノ裝鞍遂ニ石ニ化シタリト云ヒ現ニ存セリ故ニ其地ヲ鞍石ヶ澤ト稱ス

唐櫃石

神殿ヨリ凡ソ三十町ヲ丑寅ニ隔テタル幽谷ニアリ北ノ澤ト稱ス寛治ノ役柵路ルヤ重寶ヲ唐櫃ニ收メテ之ヲ匿ス而テ遂ニ石ニ化シタリト云蓋シ國家ニ大事アルヤ鳴動スルコトアリト云ヘリ

盾石

舊柵ノ北麓麓カニ厨川ヲ隔ツルノ地ナリ寛治ノ役石ヲ以テ盾トナシ弓箭ヲ發シテ柵兵ヲ苦ムル所ナリ

本町

舊柵ノ麓ニアリ古ヘハ繁華熱鬧ノ街衢タリ今猶人家官道ヲ挟ミテ櫛比セリ郷人稱シテ「ほんまち」ト云ヘルハ乃チ舊稱ノ存スルナリ

今 金澤山の祀職に在る三浦家歴世の小傳を擧るに
概ね左のごとし

初代 富及は其先源右府の臣三浦平六兵衛駿河前司

初代三浦富及

平義村の後裔にして鎌倉没落の後羽州に降り世々
 仙北郡強首村に住せしが富及に至りて劍を教へ學
 を講じ保呂羽山の社祠を奉ずる守屋某に隨ひ遂
 に居を八澤木村に移して社家となる后板井田村に
 轉じ八幡宮の社司となる幾くもなく金澤山の
 祠職たる土肥安藝罪ありて時の官廳より追放に處
 せられたれば富及天和三年を以て金澤に移り其職
 を襲ぐ遂に組頭に任じ土佐守と稱す元祿七年八月
 十六日没す歳六十八

二代 及貞は權之進と云へり父富及に代り祀職を襲
 ぐ組頭となれり元祿十一年没す

二代三浦及貞

三代三浦伯及

四代三浦富産

五代三浦富朝

六代三浦明逸

七代三浦富鄰

三代 伯及は父及貞に代り祀職を襲ぐ組頭に任じ但
 馬守と稱す寶歴二年十月十六日没す歳七十

四代 富産は父伯及に代り祀職を襲ぐ組頭に任じ上
 総介と稱す明和二年富産京師に赴き勅旨により
 正六位下に叙せられたり口宣案二通 宣旨一通
 位記一卷家に傳ふ天明八年五月十六日没す

五代 富朝は父富産に代り祀職を襲ぐ組頭に任じ因
 幡正と稱す寛政十一年十月二日没す

六代 明逸は父富朝に代り祀職を襲ぐ組頭に任じ美
 作守と稱す文化三年七月朔没す年三十六

七代 富鄰は父明逸に代り祀職を襲ぐ組頭に任じ下

八代三浦富盛

総介と稱す安政四年九月十四日没す年六十四
 八代 富盛は實は南秋八橋村土崎某の二子なり富鄰
 子なし養て祀職を襲がしむ組頭に任じ主計と稱す
 明治十八年七月二日没す年四十八中講義を贈らる
 嗣子千代治天す六郷町岡田某の次子金七を養ひ祀
 職を襲がしむ

金澤山八幡大神社記畢

舊蹟名祠ノ類ハ歴史ニ關シテ本邦氣運開進ノ變遷ヲ知ル所以ノ
 一助ナリ宜ク歴史ト共ニ之ヲ愛護シテ保存ス可シ而シテ人ヲシ
 テ之ガ保存ヲ爲サシムルハ其由來沿革ヲ知ラシムルヨリ善ナル
 ハ莫シ蓋シ舊蹟ヤ名祠ヤ皆由來沿革ノ傳フ可キモノ無クンハア
 ラス其傳フ可キモノ無キハ淫祠ノミ虛誕ノミ今其傳フ可キモノ
 存スルニ由テ其舊蹟タリ名祠タルヲ知ル若シ漫然某舊蹟ノ慕フ
 可ク某名祠ノ崇フ可キヲ云フト雖モ人其由緒ノ美ヲ知ラザレハ
 切ニ感スル所無カラシ苟クモ一タヒ其由緒ノ正ク且美ナルヲ示
 シテ之ヲ勸ムルアレハ則チ泌然トシテ深ク感悟スル所アラシ此
 ノ如クニシテ始メテ其欽慕崇敬ト愛護保存トヲ語ル可シ我仙北
 郡金澤保古會ガ今回八幡社記ヲ發行スル夫レ此ニ觀念スル所ア
 ルカ抑モ金澤ハ舊蹟ニ富ムノ地ニシテ八幡祠ハ實ニ其較著ナル

者ノ一ニ居ル傳ヘ云フ在昔八幡太郎義家公清原阿部二衡ヲ滅シタル
後山城石清水八幡社ノ靈ヲ分移シテ此祠ヲ創セリト而シテ舊
藩佐竹公世々獻棗奉幣以テ厚ク祭祀ノ禮ヲ修ム宜ベナリ後人ノ
崇敬未タ嘗テ衰ヘザルヤ今此書ニ依リテ其事歴ヲ明ニセハ人ヲ
シテ益々崇敬ノ念ヲ起サシメ後世永ク此祠ヲシテ歴史ト共ニ朽
ナザルニ傳ヘシムルヲ得ンカ然ラハ則テ瑣々タル小冊子ニ過キ
ズト雖モ其裨益スル所豈鮮シト謂ハンヤ其撰叙簡明ニシテ考證
亦精確以テ氣運變遷ノ一端ヲ觀ルニ足レリ著者藤耕餘兄ノ勞モ
亦察ス可キ哉

甲午首夏

井上廣居

明治二十七年五月廿九日印刷
明治二十七年五月三十日發行

禁發賣

著者

秋田縣仙北郡金澤村百十二番地
平民

伊藤直純

秋田縣仙北郡金澤村四番地
平民

發行兼印刷人

三浦金七

發行所

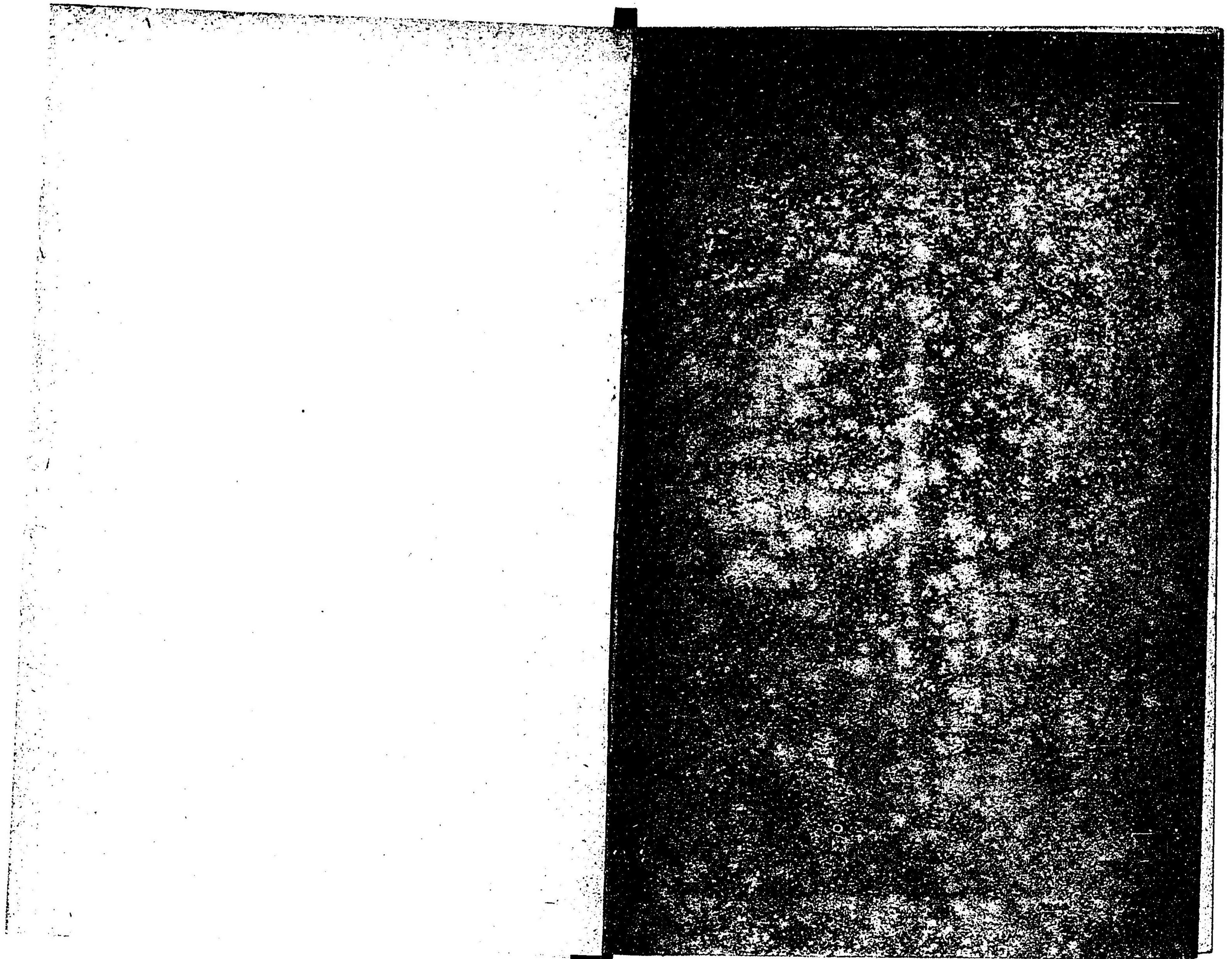
秋田縣仙北郡金澤村四番地

保古會

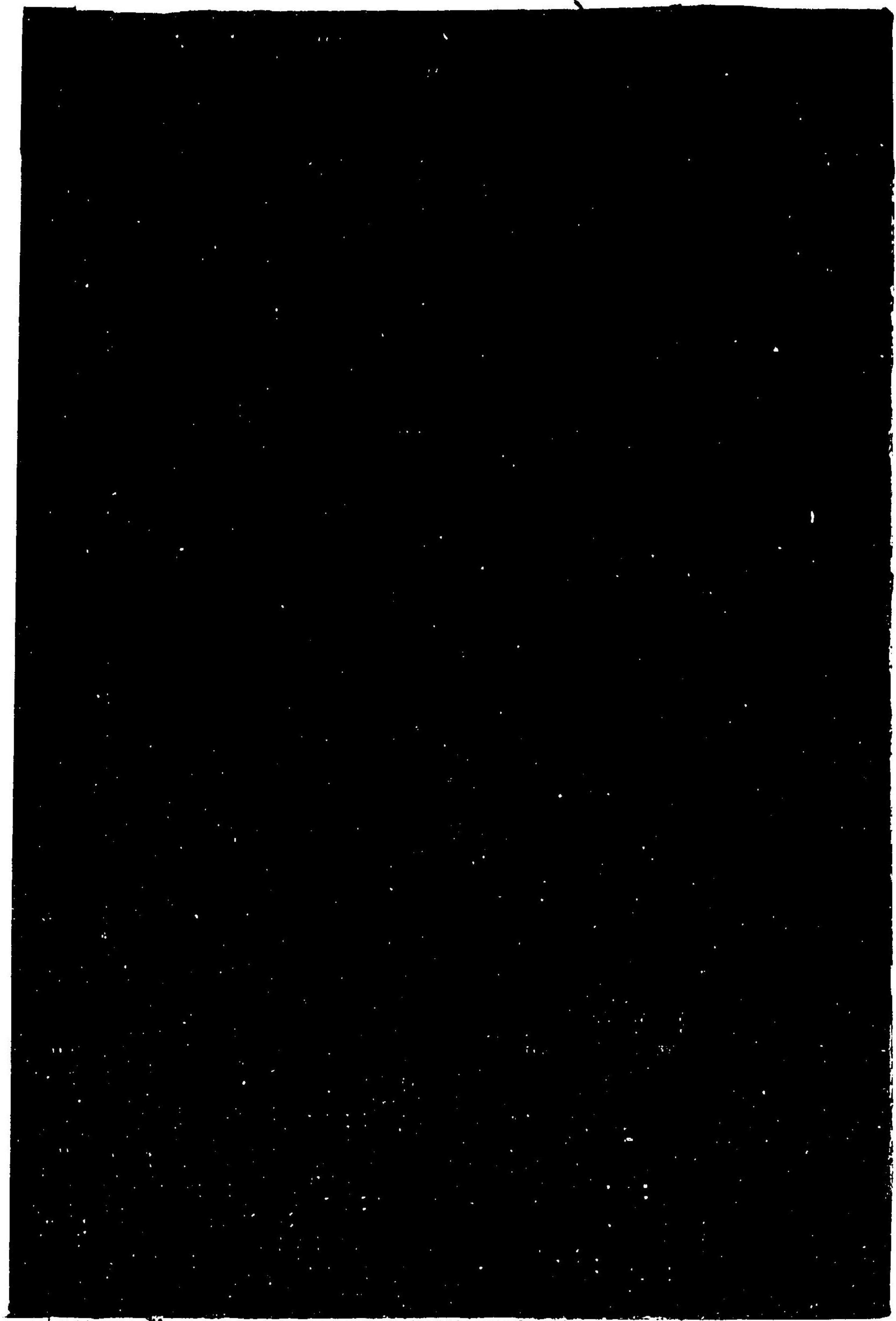
印刷所

秋田縣秋田市大町二丁目二番地

癸己活版所



9
310



013917-000-5

9-310

金沢山八幡神社記

伊藤 直純/編

M27

ABB-0157

